

## 業務仕様書

(京都府警察本部庁舎等の産業廃棄物収集運搬業務)

本仕様書は、京都府警察本部長（以下「甲」という。）が、受注者（以下「乙」という。）と締結する京都府警察本部庁舎等の産業廃棄物収集運搬業務に適用するものとする。

## 1 収集場所

## (1) 京都府警察本部庁舎

ア 京都府警察本部 本館

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

イ 京都府警察本部 第二別館

京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町94番地

## (2) 京都府警察学校等

京都市伏見区深草塚本町官有地内

## (3) 京都府警察自動車運転免許試験場

京都市伏見区羽束師古川町 647

## (4) 京都府警察平安騎馬隊施設

京都市左京区松ヶ崎木燈籠町 京都市宝ヶ池公園憩いの森内

## (5) 京都府警察高速道路交通警察隊施設

京都市伏見区竹田田中殿町 6

## 2 搬入先

京都市内廃棄物処分業者

(決定次第通知)

## 3 契約期間

令和8年9月1日から令和9年8月31日までの間

## 4 契約期間内における廃棄物の種類及び排出予定数量

収 集 場 所	廃プラスチック類 (ビニール、弁当がら等容器包装プラスチック類)	廃プラスチック類・金属・ガラスくず (ペットボトル・空き缶・空き瓶)	その他産業廃棄物 (その他の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)
京都府警察本部本館	約 6,400 kg	約 4,600 kg	約 1,620 kg
警察本部 第二別館	約 1,100 kg	約 1,000 kg	約 100 kg
京都府警察学校等	約 3,400 kg	約 3,200 kg	約 1,600 kg
運転免許試験場	約 1,700 kg	約 1,400 kg	約 1,400 kg
平安騎馬隊	約 500 kg	約 200 kg	約 80 kg
高速道路交通警察隊	約 900 kg	約 600 kg	約 200 kg
合 計	約 14,000 kg	約 11,000 kg	約 5,000 kg

※排出予定数量は、あくまで予定数量であるため変動することがある。

## 5 業務内容等

乙は、上記1収集場所から排出される産業廃棄物を収集し、甲が指定する上記2搬入先までの収集運搬業務を行うこと。

### (1) 収集日時等

収集場所	収集日(毎週)	収集時間帯	備 考
京都府警察本部本館	月曜日・木曜日	AM08:00 ~ PM00:00	祝日及び休日を除く
警察本部 第二別館	月曜日・木曜日	AM08:00 ~ PM00:00	祝日及び休日を除く
京都府警察学校等	木曜日	AM11:00 ~ PM00:00	祝日及び休日を除く
運転免許試験場	水曜日	AM10:30 ~ AM11:30	祝日及び休日を除く
平安騎馬隊	火曜日	AM07:00 ~ AM08:00	祝日及び休日を除く
高速道路交通警察隊	火曜日	AM07:00 ~ AM08:00	祝日及び休日を除く

収集日及び収集時間帯等の詳細については、別途甲乙協議することとし、年末年始等諸般の事情により、指定以外の日及び時間に収集を依頼する場合がある。

### (2) 運搬方法

ア 乙は、上記1収集場所から排出された産業廃棄物のみを積載して運搬することとし、他の場所から排出された産業廃棄物及び一般廃棄物を合わせて積載して運搬することは禁止する。

イ 運搬の際に、分別した状態を維持するために必要な容器等については、乙において準備すること。

ウ 産業廃棄物の処分料については、甲が上記2搬入先業者と別途契約を締結するため、乙は費用の積算は行わないこと。

### (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出

乙は、産業廃棄物の収集時に廃棄物の種類毎に運搬担当者名等所定の事項をマニフェストA票に記入し、それぞれ甲に提出すること。また運搬業務完了後、処分業者（上記2搬入先業者）から交付を受けるB2票を、甲に10日以内（マニフェストB2票を業務完了報告書に代える場合は直ち）に提出すること。なお、本業務に当たり必要な産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、乙が用意し費用の負担をすること。

## 6 報告

乙は、各収集場所における産業廃棄物の当月分の収集日毎の運搬量（運搬重量等）を甲が指定する方法で甲に対して報告をすること。

なお、報告に当たり、数量の単位については「kg」とする。

## 7 その他

産業廃棄物の収集運搬業務は、京都市の指定方法によるほか、次によるものとする。

- (1) 産業廃棄物の収集をするときは、付近に廃棄物等が散乱しないよう丁寧に取り扱い、庁舎等の美観を損ねたり歩行者等に迷惑を及ぼすことのないよう十分注意すること。
- (2) 作業員が作業に従事するときは、制服等を着用させ作業員であることを明確にさせるものとする。

- (3) 甲が契約している清掃委託業者と別途収集日時等の詳細について調整を行うこと。
- (4) 産業廃棄物の収集が終わったあとは、必ず清掃をすること。
- (5) 産業廃棄物の収集運搬業務に必要な機材、材料等は、一切乙の負担とする。
- (6) 高さ 2.6m、幅2.56mのゲートを通過できる車両を用いること。
- (7) 収集運搬業務に適した車両を用いること。  
また、車両にて産業廃棄物を運搬中は、荷台をシートで覆う等の飛散防止措置を執ること。
- (8) 収集運搬車両にて収集場所に入入りする際は、歩行者及び車両の通行の妨げとならないよう道路交通法等関係法令を遵守の上、一時停止する等の措置を執ること。
- (9) 収集作業中、公用車が通行する際には、通行の妨げとならないよう作業中であっても作業を一時中断し、収集運搬車両を移動させる等の措置を執ること。
- (10) 乙は、契約開始日からの本業務が円滑に開始できるよう、上記2搬入先業者と打ち合わせを行うなど、事前準備を十分に行っておくこと。
- (11) 本仕様書は、業務の大要を示すものであるので、具体的な事項については、関係法令を遵守の上、実施すること。
- (12) 本仕様書に明示されていない詳細な事項については、甲の指示に従うこと。